◆市民税所得割額の確認方法

◇保育料算定の対象となる「世帯の市民税所得割額」とは

保護者の**“市民税所得割額”（以下「所得割額」）**を**合算した金額**となります。

所得割額 ＝ 税額控除前の市民税所得割額 － 調整控除・税額調整額（所得割の調整措置）

※　月額保育料の目安は、「保育料（利用者負担額）基準額表」（P.30）を参考にしてください。ただし、実際の算定額と異なる場合があります。所得割が課税されておらず均等割のみ課税されている場合や非課税の場合は、それぞれ該当の階層区分をご覧下さい。

※　実際にお支払いになった納税額とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

◇「所得割額」を確認する方法

① 市民税が給与から引かれている方（特別徴収）

５月以降に職場から配布される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」で確認できます。

② 市民税を納付書または口座振替で納めている方（普通徴収）

６月頃に市から通知される「市民税・県民税税額決定通知書」で確認できます。

③ 上記の通知書がお手元にない方

課税・非課税証明書で確認できます。発行にあたっては、１月１日時点で住民登録のある市区町村に請求してください。発行手数料がかかる場合がありますので、ご注意ください。

参考例　市民税が給与から引かれている方の**所得割額**　※保護者それぞれの金額を合計してください。

A の金額が「**所得割額**」となります。

ただし、保育料算定に適用できない税額控除（※１）を受けている方は B の金額を目安（※２）に算定してください。

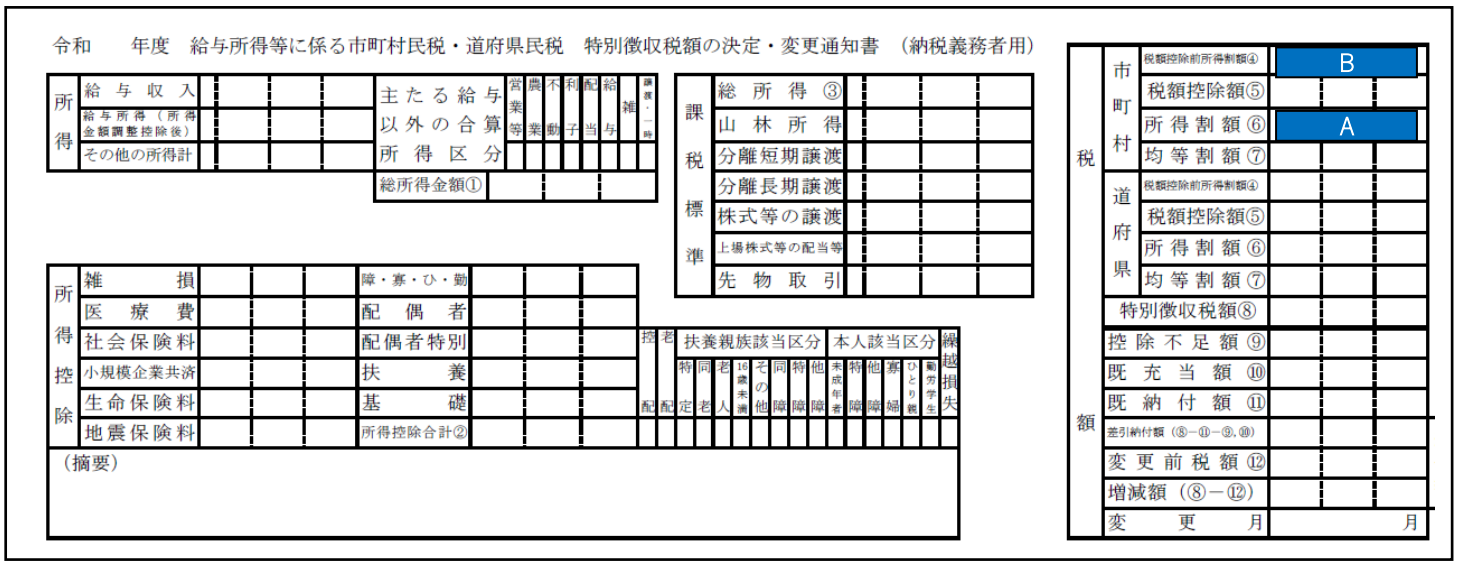

（※１）税額控除額のうち、「寄付金税額控除」「住宅借入金等特別控除」「配当控除」「外国税額控除」「配当割額」又は「株式等譲渡所得割額控除」は、保育料算定の対象となる所得割額には適用されません。

（※２）保育料においては、B の金額から、調整控除額（1,500 円以上）や税額調整額を控除して算定しますが、目安として概ねの算定が可能です。調整控除額や税額控除額は、所得や所得控除により金額が異なりますので、詳細な金額をお知りになりたい方は市民税課へお問い合わせください。